

災害の被災者に対する 融資及び補助制度等

(令和5年4月1日現在)

佐世保市

<目次>

- 救済金制度 P1
- 見舞金制度 P2~P3
- 融資制度 P4~P8
- 補助制度 P9~P10
- 弔慰金制度 P11

【救済金制度】

長崎県児童救済基金

※市窓口

市民生活部市民安全安心課

(内線 2266, 2267)

令和5年4月1日現在

種類	対象児童	未就学児	小学生	中学生	高校生	大学生等	備考
1 学資金	被災により主たる生計者である保護者が死亡した児童	—	年 66,000 円	年 66,000 円	年 264,000 円	年 371,000 円	被災児童が、小学校から大学等(短大、専門学校専門課程を含む)を卒業するまで、その在学期間中(大学等については6年間を限度とし、留年期間を除く。)の学資金を給付します。
	被災により主たる生計者でない保護者が死亡した児童	—	年 33,000 円	年 33,000 円	年 132,000 円	年 186,000 円	
2 被服文具費	被災により居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童	35,000 円(3～6歳の幼稚園・保育所等に通う児童のみ)	50,000 円	50,000 円	50,000 円	—	住家が全壊・全焼したときに、その被災時に給付します。
3 修学旅行資金	被災により保護者が死亡した児童	—	上限 40,000 円	上限 70,000 円	上限 110,000 円	—	小学校・中学校・高等学校に在学中の修学旅行費用を給付します。
	被災により居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童	—					被災した翌年度までの修学旅行費用を給付します。
4 就職支度金	被災により保護者が死亡した児童	—	—	50,000 円	50,000 円	—	中学校及び高等学校を卒業して就職するとき支度金を支給します。
	被災により居住の本拠である住家を全壊・全焼により失った児童	—					被災した翌年度までに就職するとき支度金を給付します。
5 特別救済金	理事会が、特に必要と認める場合に、特に定める額を支給します。						

※保護者とは・・・児童の親権を行う方、後見人その他の方であって児童を現に養育している方をいい、被災時に長崎県内に居住していることが要件です。

【見舞金制度】

令和5年4月1日現在

見舞金の種類	被害区分	世帯区分	見舞金	寄宿舍又は寮に居住している者
1 佐世保市小災害見舞金 ※ 所管 市民生活部市民安全安心課 (内線 2266・2267) <その他> ○見舞品の支給 1人につき毛布1枚	全焼、全壊、全流失	1人世帯	50,000 円	1人につき 5,000 円
		1人増すごとに	5,000 円増額	
	半焼、半壊、半流失	1人世帯	30,000 円	1人につき 3,000 円
		1人増すごとに	5,000 円増額	
	水損及び床上浸水	1世帯	20,000 円	1人につき 2,000 円
	(自然災害による)法令に基づく立ち入り制限、禁止、退去命令等による避難	1人世帯	100,000 円	
		1人増すごとに	5,000 円増額	
	上記避難により、避難先で家賃を支払う必要がある場合(転居当初)	持家の場合	25,000 円	
		借家の場合	15,000 円	
	上記避難により、避難先で家賃を払う必要がある場合(16日以上は1月とする)	持家の場合	月 25,000 円 (2 か年を限度)	
		借家の場合	15,000 円 (3 か月を限度)	
	災害が直接原因となって被災者が重傷を負った場合	1人につき		10,000 円

見舞金の種類	被害区分	世帯区分	見舞金	寄宿舍又は寮に居住している者
2 社会福祉協議会災害見舞金 ※ 所管 佐世保市社会福祉協議会 電話 23-3174	全焼、全壊	1人～2人	10,000 円	※ 死亡者がある場合、別に香典として1人 10,000 円
		3人～4人	15,000 円	
		5人以上	20,000 円	
	半焼、半壊	1人～2人	10,000 円	
		3人～4人	15,000 円	
		5人以上	20,000 円	
床上浸水、水損	1世帯	5,000 円		
3 長崎県共同募金会災害見舞金 ※ 所管 佐世保市社会福祉協議会 電話 23-3174	全焼、全壊、全流失 床上浸水(消火活動に伴う水損含む)	1世帯	10,000 円	※ 死亡者がある場合、別に香典として1人 10,000 円
4 日本赤十字社災害救護活動 ※ 所管 保健福祉部保健福祉政策課 (内線 5512) 日本赤十字社長崎県支部佐世保市地区事務局	全焼、全壊、全流失 半焼、半壊、床上浸水、避難所に避難	1人につき 1世帯(4人家族を基本)	救援物資1セット(毛布1、タオルケット1、バスタオル1、タオル1) 緊急品セット 1箱 ※必要に応じて、ブルーシート1枚を支給	

【融資制度】

令和5年4月1日現在

融 資 の 種 類	融 資 及 び 貸 付 条 件	融 資 限 度 額 等
<p>1 住宅金融支援機構災害復興住宅資金の貸付</p> <p>※ 取扱い金融機関は、住宅金融支援機構のホームページでご確認いただくことができます。 (http://www.jhf.go.jp/index.html)</p>	<p>対象及び融資条件、受付期間に制限があります。詳細は、取扱い金融機関に直接お問い合わせください。</p>	<p>貸付限度額及び期間、利率が条件により異なります。詳細は、取扱い金融機関に直接お問い合わせください。</p>
<p>2 住宅金融支援機構宅地防災工事資金の貸付</p> <p>※ 取扱い金融機関は、住宅金融支援機構のホームページでご確認いただくことができます。 (http://www.jhf.go.jp/index.html)</p>	<p>対象及び受付期間に条件があります。詳細は、取扱い金融機関に直接お問い合わせください。</p> <p>※ 受付期間の条件として「勧告」を受けた日から2年以内、「改善命令」を受けた日から1年以内という条件があります。 「勧告」及び「改善命令」については、都市整備部建築指導課(内線 2844～2849、2863)へお尋ねください。</p>	<p>貸付限度額及び期間、利率が条件により異なります。詳細は、取扱い金融機関に直接お問い合わせください。</p>

融 資 の 種 類	融 資 及 び 貸 付 条 件	融 資 限 度 額 等	
<p>3 佐世保市災害復興住宅等資金預託貸付 (銀行融資)</p> <p>※ 所管 市民生活部市民安全安心課 (内線 2266・2267)</p>	<p>(1) 災害により住宅が滅失又は損傷した場合その住宅を復興、補修若しくは解体し、又は移転(本市域内)する場合</p> <p>(2) 災害により宅地(住宅の用に供する土地)が損壊した場合、その宅地を復旧し、又は他に宅地(本市域内)を取得する場合</p>	<p>貸付額</p> <p>期間</p> <p>利率</p>	<p>1件 10万円～300万円以内</p> <p>100万円以内</p> <p>5年以内(6月据置)</p> <p>100万円を超える場合</p> <p>10年以内(6月据置)</p> <p>年 1.1%</p>
<p>4 母子父子寡婦福祉資金の貸付</p> <p>※ 所管 子ども未来部子ども支援課 (内線 5437、5447)</p>	<p>災害を受けた住宅の補修、増改築に必要な資金 (母子、父子、寡婦家庭)</p>	<p>貸付限度額</p> <p>期間</p> <p>利率</p>	<p>1件 200万円</p> <p>7年以内(据置6月)</p> <p>連帯保証人がいる場合 無利子</p> <p>連帯保証人がいない場合 年 1.0%</p>
<p>5 生活福祉資金(災害臨時費)の貸付</p> <p>※ 所管 佐世保市社会福祉協議会 電話 23-3174</p>	<p>低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸付ける資金</p> <p>条件 申込できるのは、被災日の翌日から6ヶ月以内。</p> <p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の対象でないこと。</p>	<p>貸付限度額</p> <p>期間</p> <p>利率</p>	<p>150万円</p> <p>7年以内(据置6ヶ月以内)</p> <p>連帯保証人がいる場合 無利子</p> <p>連帯保証人がいない場合 年 1.5%</p>

融 資 の 種 類	融 資 及 び 貸 付 条 件	融 資 限 度 額 等
<p>6 佐世保市中小企業緊急経営対策資金融資による貸付</p> <p>※ 所管 観光商工部商工労働課 (内線 3004)</p>	<p>融資対象(中小企業者)</p> <p>次のいずれかの要件に該当する中小企業者で経営の安定に支障をきたしていると認められる者</p> <p>(1)経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれる場合。</p> <p>(2)その他市長が必要と認める場合。</p>	<p>貸付限度額 3,000 万円</p> <p>期間 10年以内(据置2年以内)</p> <p>利率 年 1.1%(固定利率)</p> <p>保証料率 0.45%~1.14% (R5.4.1 現在)</p>
<p>7 農林漁業施設資金 (災害復旧事業)</p> <p>※ 所管 農林水産部農政課 (内線 3032~3036) 農林水産部水産課 (内線 3053~3056)</p>	<p>果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用(株式会社日本政策金融公庫農林水産事業が融通)</p>	<p>貸付限度額 負担額の 80%又は1施設当たり 300 万円(特認 600 万円、漁船(20 トン未満:1,000 万円、20 トン以上:最大 11 億円)のいずれか低い額(共同利用施設は負担額の 80%)</p> <p>期間 15 年以内(据置3年以内)</p> <p>果樹 25 年以内(据置10年以内)</p> <p>利率 年 0.55~1.00%(R5.4.1 現在)</p>
<p>8 農林漁業セーフティネット資金 (災害資金) (H19.4.1 施行)</p> <p>※ 所管 農林水産部農業畜産課 (内線 3032~3036) 農林水産部水産課 (内線 3053~3056)</p>	<p>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金(株式会社日本政策金融公庫農林水産事業が融通)</p>	<p>貸付限度額 600 万円(農林漁業経営含む個人)</p> <p>「ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合(簿記記帳を行っているものに限る。)にあつては、年間経営費の 12 分の6に相当する額又は粗収益の 12 分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。」</p> <p>期間 15 年以内(据置3年以内)</p> <p>利率 年 0.55~0.85%(R5.4.1 現在)</p>

融 資 の 種 類	融 資 及 び 貸 付 条 件	融 資 限 度 額 等
<p>9 農業基盤整備資金 (災害復旧事業)</p> <p>※ 所管 農林水産部農林整備課 (内線 3045～3047)</p>	<p>農地、牧野の保全、利用上必要な施設の災害復旧に要するための費用(株式会社日本政策金融公庫農林水産事業が融通)</p>	<p>貸付限度額 地元負担額(最低限度額 50 万円)</p> <p>償還期限 25 年以内(うち据置期間 10 年以内)</p> <p>利率 年 0.55%(5 年)～1.00%(20 年) (R5.4.1 現在)</p>
<p>10 佐世保市小災害生活資金預託貸付制度 (銀行融資)</p> <p>※ 所管 市民生活部市民安全安心課 (内線 2266・2267)</p>	<p>(1)災害により全焼・全壊・全流失又は半焼・半壊・半流失した世帯</p> <p>(2)災害により市長の勧告、指示及びこれに準ずる措置により 30 日以上避難した世帯</p> <p>※災害救助法発動に係る災害を除く</p>	<p>貸付額 10 万円～100 万円以内</p> <p>期間 5年以内(2年据置) 但し、佐世保市災害復興住宅等資金預託貸付と併用貸付の場合は、2年据置の10年とする。</p> <p>利率 年 1.1% (0.9%は市が補助する。)</p>

融 資 の 種 類	融 資 及 び 貸 付 条 件	融 資 限 度 額 等																														
<p>11 災害援護資金の貸付 (長崎県知事が、災害救助法を公示した場合に適用)</p> <p>※ 市窓口 市民生活部市民安全安心課 (内線 2266・2267)</p>	<p>(1)対象災害 災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害</p> <p>(2)貸付対象者 (1)により負傷又は住居・家財に被害を受けた者</p> <p>(3)貸付原資負担 国 2/3、県 1/3</p>	<p>(1)貸付限度額</p> <table border="1" data-bbox="1361 280 2096 580"> <thead> <tr> <th></th> <th>世帯主が1か月以上の負傷</th> <th>世帯主が負傷無し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財、住居とも損害無し</td> <td>150 万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>家財の損害 1/3 以上</td> <td>250 万円</td> <td>150 万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊</td> <td>270(350)万円</td> <td>170(250)万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全壊</td> <td>350 万円</td> <td>250(350)万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>-</td> <td>350 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)所得制限</p> <table border="1" data-bbox="1361 632 2096 874"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220 万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430 万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620 万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730 万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。</p> <p>(3)利率 無利子 (4)据置期間 3年(特別の場合は5年) (5)償還期間 10年(据置期間を含む) (6)償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p>		世帯主が1か月以上の負傷	世帯主が負傷無し	家財、住居とも損害無し	150 万円	-	家財の損害 1/3 以上	250 万円	150 万円	住居の半壊	270(350)万円	170(250)万円	住居の全壊	350 万円	250(350)万円	住居の全体が滅失若しくは流失	-	350 万円	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220 万円	2人	430 万円	3人	620 万円	4人	730 万円	5人以上	1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
	世帯主が1か月以上の負傷	世帯主が負傷無し																														
家財、住居とも損害無し	150 万円	-																														
家財の損害 1/3 以上	250 万円	150 万円																														
住居の半壊	270(350)万円	170(250)万円																														
住居の全壊	350 万円	250(350)万円																														
住居の全体が滅失若しくは流失	-	350 万円																														
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																															
1人	220 万円																															
2人	430 万円																															
3人	620 万円																															
4人	730 万円																															
5人以上	1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額																															

【補助制度】

令和5年4月1日現在

補助の種類	補助区分	経費の区分	補助限度額等
1 公衆用道路事業交付金交付事業 ※ 所管 土木部道路維持課 (内線 2941~2949)	市民の生活道路として機能し公簿上での公衆用道路(災害とは、国の災害復旧採択基準によります)	舗装事業等に要する経費	災害時の場合は、市が算定した実施設計額の100%以内の額(通常時の場合は70%以内)
		崩土取り除きに要する経費	災害時の場合は、市が算定した実施設計額の100%以内の額(通常時の場合は70%以内)
		法覆工(路肩部の法面)修復に要する経費	災害時の場合は、市が算定した実施設計額の100%以内の額(通常時の場合は70%以内)
2 里道災害について ※ 所管 土木部道路維持課 (内線 2941~2949)	佐世保市が所有する里道	平成17年度より市の直営工事とする	—
3 佐世保市災害時におけるし尿収集料金の軽減 ※ 所管 環境部環境政策課 (内線 7210-14)	し尿くみとり料金の軽減	災害警戒本部又は災害対策本部が設置され、水害等により便槽(欠陥便槽を除く。)に浸水し、緊急にくみとりが必要と認められた場合のくみとりに要する経費	負担軽減額 1回につき2,000円 (収集料金が2,000円未満の場合はその額)

補助の種類	補助区分	経費の区分	補助限度額等
4 養殖施設等の災害等対策支援事業 ※ 所管 農林水産部水産課 (内線 3053~3055)	養殖魚並びに養殖施設等	台風など自然災害等によって、被害が発生した養殖業者が事業継続のために行う取組に要する経費	災害等によって発生した被害額の3分の1を上限とする。

【弔慰金制度】

令和5年4月1日現在

弔慰金の種類	対象・要件	死亡者の区分	弔慰金
1 佐世保市小災害弔慰金 ※ 所管 市民生活部市民安全安心課 (内線 2266・2267)	災害が直接原因となって被災者が死亡した場合に、その遺族または葬祭を行うものに対して支給。	世帯員	1人につき 70,000円
		主として生計を維持していた者	140,000円
2 災害弔慰金 (長崎県知事が、災害救助法を公示した場合に適用) ※ 市窓口 市民生活部市民安全安心課 (内線 2266・2267)	災害により死亡した者の遺族に対して支給。	主として生計を維持していた者	5,000,000円
		その他の者	2,500,000円